

県内公立図書館・公民館図書室用セット資料貸出実施要領

1 趣旨

この要領は、秋田県立図書館（以下「県立図書館」という。）資料利用要項第5章協力貸出に定める事項のほか、支援セット貸出を行うために必要な事項について定めるものとする。

2 セット内容

1セットあたり35冊程度（別紙リストのとおり）

3 貸出セット数

貸出セット数については、特に制限を設けない。
ただし、申込状況により調整をお願いすることがある。

4 貸出期間

貸出期間は1か月単位とし、最長4か月までとする。（貸出月及び返却月を含む）
ただし、借受施設の利用状況に応じて延長できるものとする。その場合は県立図書館に延長の申出をし、県立図書館は他施設からの申込状況等を確認し、延長の可否を決定する。

5 貸出方法

セット資料貸出を希望する施設は、貸出申込書によりFAX又はメールで県立図書館に申し込むものとする。

貸出の決定は、原則として申込順に行うものとするが、同時期に複数の施設より同一セットの借受希望があった場合は、県立図書館において、時期等を調整のうえ、決定する。

6 配送方法

セット資料貸出の発送及び返送については、県立図書館の搬送車を利用する。

7 弁償

資料を紛失又は汚・破損した場合は、必要に応じて県立図書館の定めるところにより弁償するものとする。

8 その他

この要領に定めのない事項については、県立図書館、借受施設の相互において協議するものとする。

附則

- 1 この要領は、平成24年5月28日より施行する。
- 2 この要領は、平成26年3月28日より施行する。